

平成30年6月11日

第431回白石市議会定例会議案

目 次

第35号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第36号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第37号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・	3
第38号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・	31
第39号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （白石市中心身障害者医療費の助成に関する条例及び白石市母子・父子 家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	34
第40号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） （白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	36
第41号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例等の一部を改正する条例）	・・・	38
第42号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号） （平成29年度白石市一般会計補正予算）	・・・	61
第43号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号） （平成29年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・	62
第44号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第8号） （平成29年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・	63
第45号議案	白石市地域公共交通会議設置条例の全部を改正する条例	・・・	64
第46号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例	・・・	68
第47号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料 の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	70
第48号議案	白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・	72
第49号議案	白石市下水道条例の一部を改正する条例	・・・	74
第50号議案	白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例	・・・	79
第51号議案	白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	・・・	83
第52号議案	白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例	・・・	85
第53号議案	白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	・・・	87

第 3 5 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 岡 崎 美弥子
生年月日

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 6 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 小 野 琢 磨
生年月日

住 所 白石市
氏 名 石 川 豊 子
生年月日

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第 1 号）

（平成 3 0 年 3 月 3 1 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第47条第3項」を「第47条第5項」に、「第51条」を「第51条第1項及び第4項」に、「第137条第2項及び」を「第137条第2項並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第47条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第33条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第33条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第35条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第8項中「においては」

を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第46条の3中「以下この節」を「次条第1項」に改める。

第46条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「「第47条の5第1項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第47条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第51条第2項」を「第51条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第47条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、

第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第51条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第47条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第49条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期

間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条に次の2項を加える。

5 第47条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第49条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第53条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に

改める。

第92条を第92条の2とし、第92条として次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め

、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表区分の欄中「ア パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「イ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の本数に相当する金額に1銭

未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条の2第1項中「第47条第3項」を「第47条第5項」に改め、同条第2項中「第51条」を「第51条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第5条第1項中「第51条に」を「第51条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第18項を同条第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零（生産性

の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等を含む。）とする。

附則第10条の2中第17項を第24項とし、第16項を第23項とし、第15項を第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2中第10項を第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15

条の 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 8 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条の 8 第 4 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 2 項」に、「附則第 1 2 条第 2 1 項第 1 号ロ」を「附則第 1 2 条第 1 2 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条の 8 第 5 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 1 5 項」に、「同条第 1 7 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 3 0 項」を「附則第 1 2 条第 2 1 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 2 2 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 2 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に、「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成

30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第37条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同条を附則第38条とする。

附則第36条中「附則第28条及び第30条」を「附則第29条及び第31条」に、「附則第28条及び第31条」を「附則第29条及び第32条」に、「附則第29条、第31条及び第32条」を「附則第30条、第32条及び第33条」に、「附則第31条から第33条まで」を「附則第32条から第34条までの」に、「附則第33条」を「附則第34条」に、「附則第34条」を「附則第35条」に改め、同条を附則第37条とする。

附則第35条中「附則第33条」を「附則第34条」に改め、同条を附則第36条とする。

附則第34条を附則第35条とする。

附則第33条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第32条中「当該商業地等の当該年度分」を「当該商業地等の当該年度」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第28条」を「附則第29条」に改め、同条を附則第33条とする。

附則第31条中「当該商業地等の当該年度分」を「当該商業地等の当該年度」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第28条」を「附則第29条」に、「前年度分の都市計画税」を「前年度分の都市計画税の」に改め、同条を附則第32条とする。

附則第30条中「附則第28条」を「附則第29条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第31条とする。

附則第29条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第30条とする。

附則第28条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税が」を「当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が」に改め、同条を附則第29条とする。

附則第27条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第28条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しく

は演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第2条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第26条（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第27条（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第38条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法

律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」及び「法第467条」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 白石市市税条例(昭和30年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 白石市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年白石市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の部平成28年5月2日の項第13項の欄中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の部平成29年9月30日の項第13項の欄中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中白石市市税条例第92条を第92条の2とし、第92条として1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中白石市市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第35条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中白石市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中白石市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第47条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中白石市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第33条の2及び第33条の5の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中白石市市税条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

(11) 第1条中白石市市税条例附則第38条の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号の規定による改正後の白石市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の白石市市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第51条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第47条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法

律第 226 号。以下この条において「旧法」という。) 附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 29 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋 (同項に規定する協定避難用部分に限る。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された旧法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間 (以下この条において「適用期間」という。) に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 43 項に規定する中小事業者等 (以下この条において「中小事業者等」という。) が取得 (同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。) をした同項に規定する機械装置等 (以下この条において「機械装置等」という。) (中小事業者等が、同項に規定するリース取引 (以下この条において「リース取引」という。) に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施

行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(白石市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年白石市条例第30号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白石市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一

	様式又は第34号の2の2様式	部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第

第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。）別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の白石市市税条例（以下この項及び

次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白石市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年白石市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附

		則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製

造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の白石市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白石市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第
------	-----------------	--

		11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造

たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第12条 この条例による改正後の白石市市税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 38 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 2 号）
（平成 30 年 3 月 31 日専決）

平成 30 年 6 月 11 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第二号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を

加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

第26条第1項第3号イ中「（昭和57年法律第80号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 9 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市心身障害者医療費の助成に関する条例及び白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（専決第 3 号）

（平成 3 0 年 3 月 3 1 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市心身障害者医療費の助成に関する条例及び白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 白石市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」の次に「。以下「法」という。」を、「第1項」及び「第2項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和58年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中白石市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第2条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の白石市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年10月以後の月分の心身障害者医療費の助成の支給要件について適用し、同年9月以前の月分の助成の支給要件については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号の規定は、平成31年10月以後の月分の母子・父子家庭医療費の助成の支給要件について適用し、同年9月以前の月分の助成の支給要件については、なお従前の例による。

第40号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（専決第4号）

（平成30年3月31日専決）

平成30年6月11日

白石市長 山 田 裕 一

白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

白石市後期高齢者医療に関する条例（平成20年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（専決第 5 号）

（平成 3 0 年 3 月 3 1 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部改正)

第1条 白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關
する基準等を定める条例(平成25年白石市条例第12号)の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備
及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基
準(第60条の19の2・第60条の19の3) 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並
びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」
という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第
1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地
域密着型サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定めるものとする。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係
る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型
サービスをいう。

第3条第3項を次のように改める。

3 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて
準用する法第70条の2第4項において準用する場合及び法第78条の
14第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者
は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(
看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に
限る。)とする(白石市暴力団排除条例(平成24年白石市条例第26
号)第2条第4号ウに該当する者を除く。)

第4条を次のように改める。

(暴力団員等の排除)

第4条 指定地域密着型サービス事業所の管理者その他これに準ずる者は、白石市暴力団排除条例第2条第4号ア又はイに該当する者であってはならない。

2 指定地域密着型サービス事業所は、白石市暴力団排除条例第2条第4号に該当する者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第6条第1号中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第7条第2項中「その他市長が定める者」を「その他厚生労働大臣が定める者」に、「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年宮城県条例第87号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。)第29条第1項に規定する人員に関する基準(同項第1号の指定訪問看護ステーションが有しなければならない看護職員に係る基準に限る。))を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。))」を「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号

イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）」に改める。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第26条第3項及び第4項中「第11項」を「第10項」に改める。

第27条第2項中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「市長」を「市」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削り、「勘案し」を「勘案して」に改める。

第40条第1項中「市の職員」を「市の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第48条第1項第1号及び第3号中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第2項中「その他市長が定める者」を「その他厚生労働大臣が定める者」に、「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第57条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第60条の3ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第60条の8第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着

型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「提供する」を「提供するものとする」に、「特に」を「この場合において、特に」に、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第60条の9第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の16第1項中「指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「市の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改める。

第60条の18第2項第3号中「市長」を「市」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の19の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号

において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の19の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の1、第60条の3、第60条の4第4項並びに前節（第60条の19を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の11に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の4第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の8第4号、第60条の9第5項及び第60条の12第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の18第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第60条の23第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第60条の24中「9人」を「18人」に改める。

第60条の25第4項中「療養通所介護以外」を「指定療養通所介護以

外」に改め、「当該サービスの内容を」の次に「当該サービスの提供の開始前に」を加える。

第60条の26第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の33中「重要事項に関する規程」の次に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第60条の36第2項第4号中「市長」を「市」に改める。

第60条の37中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の33に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）」を加え、「第83条第7項」を「第83条第7項及び第192条第8項」に改める。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第83条第1項中「及び当該」を「並びに当該」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄中「

又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「従業者若しくは訪問介護員等」を「従業者又は訪問介護員等」に改める。

第93条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第95条中「国民健康保険団体連合会」を「市（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」に改める。

第97条第3項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第104条第1項中「おかねばならない」を「おかななければならない」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第111条第5項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加える。

第112条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「従業者若しくは訪問介護員等」を「従業者又は訪問介護員等」に、「厚生労働省」を「厚生労働大臣」に改める。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第124条第1項及び第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第5項及び同条第6項中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第152条第3項中「この条」を「この項」に、「)及び」を「)に」に、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年宮城県条例第88号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第18条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設

及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第152条第17項中「この場合にあつて、」を「この場合において、」に改める。

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条第3項第3号及び第4号中「入所者が選定する」を「厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する」に改める。

第158条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における

対応方法を定めておかなければならない。

第169条中「次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設」を「次に掲げる施設」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中「次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「次に掲げる施設」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条中「第17条の10」を「第17条の12」に、「指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「県指定居宅サービス等基準条例第28条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針」を「指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針」に改める。

第192条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」に、「看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所)」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業につ

いて3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第12項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設

」の次に「、介護医療院」を加え、「従業者若しくは訪問介護員等」を「従業者又は訪問介護員等」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「従業者若しくは訪問介護員等」を「従業者又は訪問介護員等」に改める。

第195条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第203条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

附則第4条、附則第6条、附則第7条及び附則第8条中「基準条例施行日」を「基準省令施行日」に改める。

附則第8条中「平成15年改正省令」を「指定介護老人福祉施設の人員

、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）」に改める。

附則第10条から附則第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第13条の次に次の2条を加える。

第14条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第15条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及

び食堂を設けないことができる。

(白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年白石市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号、第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

第3条第3項を次のように改める。

3 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人(白石市暴力団排除条例(平成24年白石市条例第26号)第2条第4号ウに該当する者を除く。)とする。

第4条を次のように改める。

(暴力団員等の排除)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業所の管理者その他これに準ずる者は、白石市暴力団排除条例第2条第4号ア又はイに該当する者であってはならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業所は、白石市暴力団排除条例第2条第4号に該当する者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第5条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項中「（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）」を「（特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第20条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「市長」を「市」に改める。

第38条第2項中「するとともに、市長に報告」を削る。

第40条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「市の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改める。

第43条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第10項中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第46条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第47条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第50条中「召集」を「招集」に改める。

第55条中「宮城県国民健康保険団体連合会」を「市（法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」に改める。

第61条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第68条第3号中「作成するとともに」を「作成するとともに」に、「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第72条第5項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加える。

第73条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第82条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）」を「第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条・第2条の2）」に改める。

第2条を次のように改める。

(指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の基準)

第2条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人（白石市暴力団排除条例（平成24年白石市条例第26号）第2条第4号ウに該当する者を除く。）とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第2条の2 指定介護予防支援事業所の管理者その他これに準ずる者は、白石市暴力団排除条例第2条第4号ア又はイに該当する者であってはならない。

2 指定介護予防支援事業所は、白石市暴力団排除条例第2条第4号に該

当する者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項で」を「第7項に」に、「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第12条中「以下同じ。）と」を「以下同じ。）の額と」に改める。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。））」を「市（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。））に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体

連合会)」に改め、同条第2項中「国民健康保険団体連合会」を「市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」に改める。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第12号を次のように改める。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条第12号の次に次の1号を加える。

(12の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

第32条第13号の次に次の1号を加える。

(13の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第14号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）」を「指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）」に改め、同条第18号中「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同条第20号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第23号及び同条第24号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条に次の1号を加える。

(27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第33条第1号中「^{くう}口腔」を「口腔」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 9 年度白石市一般会計補正予算（専決第 6 号）

（平成 3 0 年 3 月 3 0 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 9 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 7 号）
（平成 3 0 年 3 月 3 0 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 9 年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 8 号）

（平成 3 0 年 3 月 3 0 日専決）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 5 号議案

白石市地域公共交通会議設置条例の全部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域公共交通会議設置条例の全部を改正する条例

白石市地域公共交通会議設置条例（平成19年白石市条例第3号）の全部を改正する。

白石市地域公共交通会議設置条例

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定により、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、白石市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金に関する事項
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 輸送サービスに係る路線又は営業区域の休廃止等に関する事項
- (4) 地域公共交通網形成計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者

- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
 - (6) 宮城県震災復興・企画部長が指名する者
 - (7) 道路管理者が指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者
 - (9) 運送区域を管轄する警察署長が指名する者
 - (10) 市職員のうちから市長が指名する者
 - (11) 関係市町村の長が指名する者
 - (12) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、委員は、その結果を尊重

し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部企画情報課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に白石市地域公共交通会議の委員である者は、この条例による改正後の白石市地域公共交通会議設置条例（以下「改正後条例」という。）の規定に基づく委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に委嘱又は任命された委員としての任期と同一の任期とする。

3 改正後条例第3条第2項の規定により最初に委嘱又は任命される委員の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年7月31日までとする。

(会議招集の特例)

4 この条例の施行後最初に招集される会議並びに新たな委員の委嘱及び任命が行われた後最初に招集される会議は、改正後条例第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第 4 6 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項、第9項、第11項及び第13項中「（昭和33年政令第362号）」を削り、附則に次の1項を加える。

（平成30年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

15 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項及び第13項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成29年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯）を除く旧避難指示区域等の被保険者については、平成30年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成30年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成29年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成30年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

第 4 7 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項、第6項、第8項及び第10項中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「法」に改め、附則に次の1項を加える。

12 第1項から第4項まで、第6項、第8項及び第10項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者）を除く旧避難指示区域等に住所を有している者については、平成30年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成30年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成29年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成30年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

第 4 8 号議案

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白石市企業立地促進条例（平成18年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「企業投資額」を「投下固定資産に係る固定資産税評価額」に、「3億円」を「1億円」に改め、同項第2号中「企業投資額」を「投下固定資産に係る固定資産税評価額」に、「5,000万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

第 4 9 号議案

白石市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市下水道条例の一部を改正する条例

白石市下水道条例（昭和61年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「次条から」を「次条及び」に改め、「まで」を削る。

第2条の3中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第3条及び第4条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第10条第2項第1号中「当該各号」を「同号」に改める。

第11条第1項第1号中「第9条の8各号」を「第9条の4各号」に、同項第8号中「沃素」を「沃^{よう}素」に改める。

第17条を次のように改める。

（使用料）

第17条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、使用者が1使用月に排出した汚水の量（以下「排出汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料の合計額（以下「基本使用料等」という。）に、基本使用料等に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料 1使用月につき	従量使用料 排出汚水量1立方メートルにつき
1,200円	10立方メートルまで 65円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで 200円

	20立方メートルを超え50立方メートルまで	220円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	235円
	200立方メートルを超えるもの	250円

第18条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、第1項第2号及び前項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、計測のための装置の設置等必要な措置を講ずることができる。

第20条を次のように改める。

(使用料の徴収方法等)

第20条 管理者は、第17条の規定による使用料を納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎使用月分を翌月の月末までに徴収する。

2 管理者は、使用者が第16条の規定による公共下水道の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合には、その使用者から公共下水道の使用を開始したとき又は使用を再開したときにさかのぼり、使用料を徴収する。

第23条中「認めるときは、」の次に「第17条第1項の規定による」を、「使用料、」の次に「第27条第2項の規定による」を、「占用料」の次に「及び第28の3第5項の規定による暗渠使用料」を加える。

第25条中「次の各号に掲げる図面」を「次に掲げる図面等」に改める。

第27条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第3項中「第17号)」の次に「第3条から第5条」を加える。

第28条の2中「次の各号」を「次」に改める。

第28条の3第1項第7号中「道路法」の次に「(昭和27年法律第18

0号)」を加え、同条第6項中「白石市道路占用料条例」の次に「第3条から第5条」を、「準用する。」の次に「この場合において、「占用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。」を加える。

第31条を次のように改める。

(手数料)

第31条 管理者は、申請者から次に掲げる手数料を徴収する。

- (1) 第5条第1項の規定による排水設備等計画確認手数料 1件につき2,000円
- (2) 第6条第1項の規定による排水設備等検査手数料 1件につき2,000円
- (3) 第7条第1項の規定による公認業者の指定及び継続指定に関する手数料 1件につき20,000円
- (4) 第7条第2項の規定による排水設備等工事責任技術者の登録及び継続登録に関する手数料 1件につき3,000円

2 既納の手数は、返還しない。

第33条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の白石市下水道条例（以下「改正後条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している第2条第3号の規定による公共下水道の使用で、施行日から平成30年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

3 施行日前に受理された条例第5条第1項の規定による申請（以下「施行日前受理申請」という。）に係る管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の確認及び施行日前受理申請に係る工事に対する条例第6条

第 1 項の規定による管理者の検査については、改正後条例第 3 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は適用しない。

第 5 0 号議案

白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

白石市農業集落排水事業条例（平成9年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改める。

第6条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第10条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第11条第1項第1号中「第9条の8各号」を「第9条の4各号」に改める。

第17条を次のように改める。

（使用料）

第17条 管理者は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、使用者が1使用月に排出した汚水の量（以下「排出汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料の合計額（以下「基本使用料等」という。）に、基本使用料等に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料 1使用月につき	従量使用料 排出汚水量1立方メートルにつき
1,200円	10立方メートルまで 65円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで 200円

	20立方メートルを超え50立方メートルまで	220円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	235円
	200立方メートルを超えるもの	250円

第18条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 管理者は、第1項第2号及び前項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、計測のための装置の設置等必要な措置を講ずることができる。

第20条を次のように改める。

(使用料の徴収方法等)

第20条 管理者は、第17条の規定による使用料を納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎使用月分を翌月の月末までに徴収する。

- 2 管理者は、使用者が第16条の規定による排水処理施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合には、その使用者から排水処理施設の使用を開始したとき又は使用を再開したときにさかのぼり、使用料を徴収する。

第23条中「認めたときは、」の次に「第17条第1項の規定による」を加え、「及び占用料」を「、第26条第2項の規定による占用料及び第27の3第5項の規定による暗渠使用料」に改める。

第25条第2項及び第26条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第26条第3項中「第17号)」の次に「第3条から第5条」を加える。

第27条の2第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第27条の3第6項中「白石市道路占用料条例」の次に「第3条から第5条」を、「準用する。」の次に「この場合において、「占用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。」を加える。

第30条を次のように改める。

(手数料)

第30条 管理者は、申請者から次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 第7条第1項の規定による排水設備等計画確認手数料 1件につき2,000円

(2) 第9条第1項の規定による排水設備等検査手数料 1件につき2,000円

2 既納の手数は、返還しない。

第32条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の白石市農業集落排水事業条例（以下「改正後条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している第2条第2号の規定による排水処理施設の使用で、施行日から平成30年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

3 施行日前に受理された条例第7条第1項の規定による申請（以下「施行日前受理申請」という。）に係る管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の確認及び施行日前受理申請に係る工事に対する条例第9条第1項の規定による管理者の検査については、改正後条例第30条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

第 5 1 号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許
状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当
と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市放課後
児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成
30年4月1日から適用する。

第 5 2 号議案

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

白石市立学校の設置に関する条例（昭和39年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南中学校の項及び白川中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 5 3 号議案

白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

白石市立学校施設の開放に関する条例（平成4年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表南中学校体育館の項及び白川中学校体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。